

を断ち切ることが日下の急務と申し上げなければなりません。(拍手)

その第一点は、新たに追加されます
第二十四条の二における警察官の調査
権についてであります。

が、現行法におきましては、凶器所持の有無に関する取り調べは、その者が刑事訴訟に関する法律によつて逮捕さ

にこなえて提出されましたがこの法案案
らが、またしても第二の警職法として
喧伝されるがごときことがあります。

になつてゐるのか、この点、政府に何らかの御配慮がありますならば承つておきたいと存する次第であります。

• 100 •

被する者、暴力をふるう者の人権を尊重するのあまり、その被害者である肝心の善良なる国民の人権を軽視し過ぎる向きが多々あることを、私は、はなはだ遺憾とするものであります。

もことをそのままの趣旨が他人の生命または身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる者に対する取り締まりの強化にあることに賛成ましては、適当なる措置とは存じますが、その場合、いわゆる凶器とおぼしきものを提

われていない限り許されないといふ規定があるがため、あたら尊い人命の保護に万全を期し得なかつたといふ幾多の悲惨な事例を、われわれは歎歎にこの際想起すべきであると存じます。従いまして、改正案がその不備を補わんと

はせいかくの政府の要が実らぬばかりか、ひいては、それが、激増する暴力犯罪をして、さらに堂々たるものがもの顔にはすことせしめる因ともなりかねないことを、むろん私は憂うるものであります。(拍手)もっとも、

安がき社会の実現によりて、いまよ
国民生活の安定とその向上を期せんが
ためには、むろん、総合的な暴力犯罪
防止策の樹立が肝要であります。なか
んずく、その最も手近な方策として、

示させ、または開示させ、あるいは、それらのものを、危害防止の必要上、一時保管することができるといふ条項は、憲法第三十五条に違反するのではないかという一部国民の疑惑に対し、

する意旨より出たことに差しましては、それを認むるにやぶさかではあります。しかし、こうした警察官の権限は、たとえれば両刃の剣であります。すなわち、強過ぎれば乱用の弊に

の刃物追放運動が画期的な効果を上げた通り、昨年冬に先ほど申し述べました通り、回も同様、民間の理解と協力を必要とするところ、また論を待ちません。このまま、文子へお話しします。

暴力に直接使用される凶器そのものをこそ、まず厳重に取り締まる必要があることも、また、私は大いに痛感いたすものであります。(拍手)この点、昨年末、政府が全国的に実施されました

政府はいかなる見解を有しておられるや、この際、明らかにされたいとと思うものであります。このことに關しましては、さきに政府が設けられました暴力犯罪防止対策懇談会におきましても

陥り、誤過しきれば事件の予防に役立たない。そこに中庸を保つべき警察官の教養と良識が常に問題視されるゆえんも存するわけであります。この点、二十四条には、主觀的認定の危険性あ

万物を持たない運動が相当なる効果を上げ得ましたゆえんも、人命軽視の風潮を除去せんとする民間の共鳴と協力によるところ大であったことを思いますとき。今回提出されたいわゆる

若干論議がなされたことを仄聞するのであります。が、その節、政府側は、憲法第三十五条の検索及び押収は司法の手続を規定したもので、行政目的による任意調査はそれに抵触しない、との

りとみなす批判に対し、国家公安委員長の御見解を伺うと同時に、こうした警察官の権限は、それを定める一般法である警職法において規定するのが本義かとも存じますが、その点に關する

万物制御法案は、それ自体が現下社会の要望に率直にこたえたものとして、まとめて時に得た措置であると信ずる次第であります。(拍手)と同時に、この法案が、浅沼、嶋中事件以来、い

見解を乞われておりますか。されば行政上の処分という名目で司法上の処分がなされる可能性は存しないのか、以上の点に關しましては、縦理の明確なる御答弁をお願いいたしたいと存じ

第三点は、この改正案が、ただいま
も触れましたがごとくに、去る昭和三
十三年秋に提出されました例の警職法
の修正案につき、これにつき、ござら
存じます。

いろいろと検討を続けて参られました。数ある暴力対策中、初めて政府が本院に審議を求めるされました具体案であることを思い合わせますとき、その意義もとより重要なことは、今さら多言を要しないところであります。

以上の見解より、私は、まず、この法案に関しまして、次の諸点を明らかにせられんことを望みます。

次に、同じく第二十四条の二が警察官の任意調査権を規定しているとは申せ、各ケースの認定法が、いずれも警察官の主觀によってなされる危険性がありはせぬか、との疑義についてあります。

この点、一部には、現行警職法に基づく職務質問によつてもそれくらいのこととは可能なりとの意見もあります

の再發であるとして見方に置いてあります。もちろん、ためしに両法案を詳細に比較検討いたしますならば、そこにおのずから歴然たる差を見出し、何人といえども、この法案が断じて警職法の再現ではないというくらいの認識がひとしく持たれなければなりません。にもかかわりませず、戦前の國家警察の幻影を追うのあまり、暴力追放の世論

者、販売に關する影響をいかにお考へ
るに當り、第一條及び第二十二
条の示す刃物の所持並びに携帶を禁止
するものであつて、その製造、販売を禁
止するものではありません。しかし、
それだけに、まず刃物業界の協力を必
要とするることは申すまでもありません
が、現に、刃物放逐運動においてすぐ業
界に影響を及ぼすことは、本法律の実施に伴う刃物業界の生

育、社会教育方面における御所信のは
どをお伺いたしたいと存じます。
最後に、重ねて総理並びに法務大臣
に対し、鶴中事件以来の宿題とも申す
べき政治的暴力防止立法に關しお尋ね
いたします。
もつとも、政治テロは、よつて來た
る何らかの原因があるなればこそ起こ
るものであつて、法的規制のみがそれ

昭和三十六年四月十一日 衆議院会議録第二十八号

銃砲刀劍類等所持取締法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する宇野宗佑君の質疑

五六一

を防止するすべてではないとは存じますが、そのものの、さりとて、今なお印象の消えやらぬ、あのなまなましい幾多の事件を思い合わせますとき、戻正なる根本立法が必要であり、この刀物規制法のみが唯一の立法措置ではないと思考いたします。特に、最近、社会党並びに民主社会党より、同趣旨に基づくそれぞれの法案が提出されましたことを契機といたしまして、世論も再びこの問題に関する政府の出方を注目するに至つたのであります。そこで、これが対策といたしましては、政治的暴力を規制いたしております唯一の法律とも申すべき現行破防法を厳格に適用するか、あるいはまた、現行破防法をもってしては不十分なりという見解がありとせば、それを改正するか、もしくは他に特別立法を考慮する、以上三つの方法が考えられるわけであります。これに關し、法務大臣は、過般、破防法改正の意向を漏らされたこともございましたが、ごく最近に至りましたでは、特別立法を考慮されているやにも承ります。もちろん、その過程においては、いろいろと慎重を期せねばならない重要問題もございましょうが、法務大臣はいかなる見解と所信を抱いておられるや。この際、総理にも本問題に關する御所信をあらためてお伺いいたしておきたいと存ずる次第であります。

まつて参りました。確かに、暴力対策に関する多くの主張を見ますに、顧みて他を言う一面的な論議が多く、このことについてさえ思想の混亂、不統一を来たしていると思われる節が多くあります。しかし、その中から総合的、客観的にも中庸を得た対策を抽出してこそ、真に恒久的な暴力追放の実が上げ得られると存します。特に、民主主義の敵とも申すべき政治目的のための暴力行為に関しましては、左右個人、集団のいずれをも問わざる公平にして厳正なる規制があつて、初めてその目的を達し得ると確信するものであります。(拍手)現に、池田首相、西尾民主社会党委員長はもちろん、最近就任された河上社会党委員長も、互いに強く暴力追放の主張を繰り返し繰り返し叫んで参られました。およそ、善良なる国民たる以上、この御三人の主張にはだれしもが共感を覚えたことでございましょう。しかし、現実は、今なおその暴力の横行を許し、や、わが国の民主主義は、それを撲滅し得るかいなかの重大なる試練に直面しているのであります。では、その試練にいかにして耐え抜き、また、それを克服するか、われわれに課せられた使命はまことに重要であり、そこには一片たりとも従来のマンネリズムに陥った党利党略があつてはならないと確信いたします。(拍手)しかも、相互に、この議会制度、この民主主義を未長くわが国に保持し続けることを信条といたしております以上、暴力追放のためには、与党たると野党たるとを問わず、互いに虚心たんかい、従来の行きがかりを捨て、自我を折り、その主張の最大公約数的な結論を見出すこと

が緊急欠くべからざる要件ではないかと信するのであります。

以上に聞しまする縦理の確固たる御意見のほどをお伺いいたしまして、私の質問を終わりたいと存じます。(拍手)

〔國務大臣池田勇人君登壇〕

○國務大臣(池田勇人君) お答え申上げます。

本法と憲法三十五条との関係でござりまするが、御承知の通り、憲法三十五条は刑事手続に關するものでございまして、本法に定めておりますのは行政目的のための手続でござります。直接に關係はございません。しかし、事、強制的な権限を内容とするものでござりまするならば、もちろん、憲法三十五条の規定を尊重しなければならない。本法は強制的権限を内容としておるものではないので、相手方の意思に基づいて物件の提示、開示、あるいは、要すれば提出を求めるもので、今まで相手方の意思によることになつておりますから、憲法三十五条の規定の適用はないと考えております。

なお、次に、本法の改正は警職法と同じものである、こういう疑問もあるかもわかりませんが、お話のように、よく「ごらん下されば、警職法とは違うわけでござります。この点につきましても、本会議あるいは委員会におきましては、いろいろ各党の法律案の内容を検討しながら、私自身も十分検討いたしまして、りっぱな暴力犯罪防止につい

ての法案の制定を期待いたしておるが、あります。(拍手)
〔國務大臣安井謙君登壇〕
○國務大臣(安井謙君) 本法の二十九条の二の調査及び一時保管につきまして、警察官の乱用と、いかよな心配はないかという御質問でござりますが、これは、あくまで調査は任意調査の範囲を守ることにいたしまして、刃物などを持つと疑うに足る人が、周囲の状況と他に被害を加えるといふ合理的な判断によつて任意調査をやるのでございまして、するから、これは決して乱用になると思うことはあるまいと思っておりまます。また、乱用につきましては、警察法の二条あるいは六十三条等で十分に認めをしておるわけであります。
なお、刃物を持たない運動の成果につきましては、昨年、一ヵ月の間に三万数千件の任意な刃物の提供がございまして、いろいろと効果を上げておる次第でございます。(拍手)
業者の圧迫にならないかといふ御質問につきましては、刃物そのものの効力を否定するものでないでござりますして、危険な方法において、危険な形のものを禁止するということです。この点は十分の留意をいたしておるつもりでございます。(拍手)
〔國務大臣植木庚子郎君登壇〕
○國務大臣(植木庚子郎君) お答え申しあげます。
法務省所管におきまして、青少年問題について、その後具体的な何らかの対策を講じておるかという御質問が第一でございます。法務省の所管いたしましては、罪を犯した青少年の検察の問題、さらに、それの矯正保護の問題を取り扱つておるわけであります。

【國務大臣荒木萬壽夫君登壇】 ○國務大臣(荒木萬壽夫君) お答え申上します。

青少年犯罪が、戦後、ことに、最近非常に多くなっていることは、私もまことに遺憾に存するところであります。その原因はいろいろございましょうが、御質問の趣旨からいきますと、社会教育ないしは学校教育の場においてのあり方が相当の原因であろう、どう御質問と承りました。

私は、青少年犯罪の原因として、特に教育の場について考えてみると、第一に、青少年が自分の行動を規律する正しい判断力と責任感を身につけていないといううらみがありはしないかと思ひます。第二に、戦後の学校教育に欠陥があつたことも否定できないと存じます。(発言する者多し、拍手)特に、児童生徒の自主性を尊重するあまり、教師の指導力が十分に發揮されなかつたらみがないかといふこともあります。(拍手)第三に、教職員の法秩序無視の組合活動が児童生徒に影響している部面がある……(発言する者多く、聽取不能)第四に、御指摘の通り、一般社会の道徳の頽廃、不良な出版物等のはんらん、不良な社会環境の放置、さらには、家庭教育における権威の失墜等もその原因の一つであると言ひ得ると思ひます。(拍手)

その意味におきまして、まず第一に、学校教育につきましては、その一につき、小、中、高等学校の教育課程の改定を行なっております。第二に、特に小、中学校の道徳の時間、高等学校の社会科の時間、その他特別教育活動として、池田総理並びに関係各大臣にお時間をいただきまして、道徳教育を強化

し、徹底をかかるつもりでございまして、(発言する者多し、拍手)第三には、また、この教育課程の改定においては、社会科、道徳特別教育活動等の非常に多くなっていることは、私もまことに遺憾に存するところであります。その原因はいろいろございましょうが、御質問の趣旨からいきますと、社会教育ないしは学校教育の場においてのあり方が相当の原因であろう、どう御質問と承りました。

私は、青少年犯罪の原因として、特に教育の場について考えてみると、第一に、青少年が自分の行動を規律する正しい判断力と責任感を身につけていないといううらみがありはしないかと思ひます。第二に、戦後の学校教育に欠陥があつたことも否定できないと存じます。(拍手)次に、社会教育もまた、その意味において、御指摘の通り、大事であろうと思います。従つて、

P.T.A.、婦人団体、青少年団体等、各種の社会教育関係団体と協力しまして、読書、スポーツ等を通して青少年の徳性の涵養と規律と責任観念を高めよう配慮して参りたいと思ひます。(拍手)さらに、テレビの影響に対する対策としましては、過ぐる三十三年度から、児童生徒、勤労青少年に対するテレビの影響調査を実施いたしております。その結果に基づきまして、放送番組の改善並びに利用指導等に資料として提供をいたしつつ、その対策を講じておる次第でございます。(発言する者多し、拍手)

○議長(清瀬一郎君) 松井誠君。(発言する者多し)——松井誠君。

【松井誠君登壇】 ○松井誠君 私は、ここに、日本社会党を代表いたしまして、ただいま提案する大衆運動をもとの規制の対象に立てる立法措置として破防法の改正を行なわんとする意図がある由であります。そして、これに便乗いたしまして、民主的大衆運動をもとの規制の対象に立てるものが多くの疑問を抱かざるを得なります。かかる右翼テロに対する根本的な対策としては、私は、何よりもまず、これを民主主義の敵、国民の敵として排撃し、憎むといふ国民運動が激しく盛り上がりなければならないと思ひます。(拍手)そして、このような国民運動の基礎の上に、いろいろな具体的な施策が講ぜられなければなりません。

尋ねをいたしたいと思います。(拍手)

さきに浅沼事件、近くはまた鳴中事件を契機にいたしまして、国民の間には、右翼テロに対する激しい憤りが盛り上がつて参りました。そして、国民は、政府がこの怒りを正しく受け止め、右翼テロ根絶のために抜本的な対策を立てるのを期待し、かつ、要望をいたしたのであります。(拍手)ところが、その期待した国民の前に現われましたその第一の措置が、警職法の変化、充実に努めていきたいと存じております。(拍手)次に、社会教育もまた、その意味において、御指摘の通り、大事であろうと思います。従つて、

事実上の一部改正である本改正案でございました。素朴にして善良な国民の右翼テロに対する怒りは今更に迷い、その行きつくところを知らないのであります。(拍手)そこで、私は、まず、治安対策についてお尋ねをいたしたいと思います。(拍手)そこで、私は、まず、本法案提案の基礎になりました政府の右翼テロに対する撃撃のムードに水をかけ、はなはだしきは、右翼の勇気を鼓舞せんとさえしておるのであります。(拍手)たとえば、政府要人の中にさえ、右翼テロを安保闘争と闘争せしめてこれ評価し、わが国民主主義の根幹をゆるがさんとする右翼テロに対する非難を割りせんとする者があります。ただそれによつて右翼テロの本質をおおい闇口対策を、暴力一般に対する対策の中に埋没させていいのではないか、といふ点でございまます。(拍手)そして、それがによって右翼テロの本質をおおい闇口対策を、暴力一般に対する対策の中に埋没させていいのではないか、といふ点でございまます。

私の根本的な疑問は、最も重大な、そして、当面最も緊急を要する右翼テロ対策を、暴力一般に対する対策の中へと組み入れておるのではないか、といふ点でございまます。(拍手)そして、それがによって右翼テロの本質をおおい闇口対策を、暴力一般に対する対策の中に埋没させていいのではないか、といふ点でございまます。

そこで、当面最も緊急を要する右翼テロ対策を、暴力一般に対する対策の中に埋没させていいのではないか、といふ点でございまます。(拍手)そして、それがによって右翼テロの本質をおおい闇口対策を、暴力一般に対する対策の中に埋没させていいのではないか、といふ点でございまます。

このように配慮して参りたいと思ひます。(拍手)さらに、テレビの影響に対する対策としましては、過ぐる三十三年度から、児童生徒、勤労青少年に対するテレビの影響調査を実施いたして、その結果に基づきまして、放送番組の改善並びに利用指導等に資料として提供をいたしつつ、その対策を講じておる次第でございます。(発言する者多し、拍手)

傷を必要とせず、これを本質的に否定するものであります。(拍手)このよだれ大衆運動と、人間の殺傷を欠くことのできない要素とする右翼テロとを同列に置こうとするがどきは、暴力といふものに対する全く笑うべき色盲的感覚であるといわなければなりません。このように、焦点をすらし、混乱をもたらす政治犯罪に対する具体的な措置も必要であると考えます。そして、この中立性を確保するために、国家公安委員の中立性を保障する具体的な措置も必要であると考えます。そして、こ

の立法措置も欠くことができません。しかし、政府は、これら特別の措置を立てるのを期待して、臨時応じましたその第一の措置が、警職法の変化、充実に努めていきたいと存じております。(拍手)次に、社会教育もまた、その意味において、御指摘の通り、大事であろうと思います。従つて、

さきに浅沼事件、近くはまた鳴中事件を契機にいたしまして、国民の間には、右翼テロに対する激しい憤りが盛り上がりました。そして、国民は、政府がこの怒りを正しく受け止め、右翼テロ根絶のために抜本的な対策を立てるのを期待し、かつ、要望をいたしたのであります。(拍手)ところが、その期待した国民の前に現われましたその第一の措置が、警職法の変化、充実に努めていきたいと存じております。(拍手)次に、社会教育もまた、その意味において、御指摘の通り、大事であろうと思います。従つて、

さきに浅沼事件、近くはまた鳴中事件を契機にいたしまして、国民の間には、右翼テロに対する激しい憤りが盛り上がりました。そして、国民は、政府がこの怒りを正しく受け止め、右翼テロ根絶のために抜本的な対策を立てるのを期待し、かつ、要望をいたしたのであります。(拍手)ところが、その期待した国民の前に現われましたその第一の措置が、警職法の変化、充実に努めていきたいと存じております。(拍手)次に、社会教育もまた、その意味において、御指摘の通り、大事であろうと思います。従つて、

さきに浅沼事件、近くはまた鳴中事件を契機にいたしまして、国民の間には、右翼テロに対する激しい憤りが盛り上がりました。そして、国民は、政府がこの怒りを正しく受け止め、右翼テロ根絶のために抜本的な対策を立てるのを期待し、かつ、要望をいたしたのであります。(拍手)ところが、その期待した国民の前に現われましたその第一の措置が、警職法の変化、充実に努めていきたいと存じております。(拍手)次に、社会教育もまた、その意味において、御指摘の通り、大事であろうと思います。従つて、

さきに浅沼事件、近くはまた鳴中事件を契機にいたしまして、国民の間には、右翼テロに対する激しい憤りが盛り上がりました。そして、国民は、政府がこの怒りを正しく受け止め、右翼テロ根絶のために抜本的な対策を立てるのを期待し、かつ、要望をいたしたのであります。(拍手)ところが、その期待した国民の前に現われましたその第一の措置が、警職法の変化、充実に努めていきたいと存じております。(拍手)次に、社会教育もまた、その意味において、御指摘の通り、大事であろうと思います。従つて、

さきに浅沼事件、近くはまた鳴中事件を契機にいたしまして、国民の間には、右翼テロに対する激しい憤りが盛り上がりました。そして、国民は、政府がこの怒りを正しく受け止め、右翼テロ根絶のために抜本的な対策を立てるのを期待し、かつ、要望をいたしたのであります。(拍手)ところが、その期待した国民の前に現われましたその第一の措置が、警職法の変化、充実に努めていきたいと存じております。(拍手)次に、社会教育もまた、その意味において、御指摘の通り、大事であろうと思います。従つて、

さきに浅沼事件、近くはまた鳴中事件を契機にいたしまして、国民の間には、右翼テロに対する激しい憤りが盛り上がりました。そして、国民は、政府がこの怒りを正しく受け止め、右翼テロ根絶のために抜本的な対策を立てるのを期待し、かつ、要望をいたしたのであります。(拍手)ところが、その期待した国民の前に現われましたその第一の措置が、警職法の変化、充実に努めていきたいと存じております。(拍手)次に、社会教育もまた、その意味において、御指摘の通り、大事であろうと思います。従つて、

けれども、右翼テロに対する立法措置として、いかなることを考へになつておられますか。これは、立法の方式ではなくて、社会党案のこととき、政治テロに限定をした特別立法というお考えであるか、あるいは、大衆運動までその規制の対象にしようとする、破防法改正のこととき方式をおとりになるうとするのであるか、その基本的な考え方をお伺いいたしたいのであります。その四は、国家公安委員の中立性を確保するための具体的な措置、たとえば、現行の任命制を公選制に変更するがときことにつきまして、いかなるお考えをお持ちであるか。以上の諸点についてお伺いをいたしたいのであります。

なお、右のうち、右翼テロの立法措置については植木法務大臣、国家公安委員の点につきましては安井国務大臣に、あわせて御答弁をお願いいたしました。

質問の第二点は、改正法案中、第二十四条の二と、憲法三十五条の関係についてであります。

改正法案によれば、警察官は、一定の条件のもとに、刃物等を携帯している者に対してもその提出を求め、これを一時保管することができる旨を規定しております。一方、また、憲法第三十五条には、国民は正当な令状に基づかなくては、原則としてその住居に侵入し、捜索を受けず、または所持品等について押収、捜索を受けることがない旨保障されております。これは個人生活の平穏を保障する重要な基本的人権であります。この精神は、犯

罪捜査の刑事手続のみではなく、本件のとき警察行政の手続においても十分尊重されるべきことは当然でございましょう。改正案の意図する警察官の行為は、強制を伴わない任意手続であるとされております。しかし、國家権力を背景にした警察官の任意手続は、一般国民に対し心理的強制を伴うこととして否定し得ない事実であります。そして、まさに、それこそがこの改正案のねらいでもあるわけでございます。

加うるに、本条によつて警察官の行動が発動し得る一定の条件は、第一線の警察官の主觀的な判断にまかせられております。これは、本条が、元來、その構造において、すでに乱用の危険をはらんでおるということを意味するものであります。

そればかりではなくて、われわれは、従来のいわゆる任意手続がいかに乱用され、いかにその本来の制限を逸脱してきたかということを考える必要があります。警職法に基づくいわゆる任意の職務質問が漸次拡張解釈をされ、ある程度の強制を伴う任意といつてあります。

最後の質問は、本条と、いわゆる警察面からとらえて、憲法第三十五条との関係をいかに考えるか、御所見を承りたいのであります。

最後の質問は、本条と、いわゆる警察比例の原則との関係であります。警察權力は、国民生活から障害を取り除くために、必要にして最小限度にとどむべきであります。このいわゆる

警察比例の原則は、警職法並びに警察法に明瞭に定めるところであります。本改正案は、携帯を規制する刀物の範囲を広げ、一般国民の日常生活に使用する多くの刀物もその中に含まれることになりました。従つて、善良な一般国民が警察官の思ふぬ追及を受けるといふ機会も多くなつて参ることになります。

この法案の効果にも直撃なく露呈されれを怠り、暴力一般の対策に逃げ込まんとする政府の治安対策の欠陥が、この法案の上から、警察比例の原則に重大な疑問を持つものであります。この

点について、安井国務大臣の御所見をお伺いいたしたいのであります。

以上、私は、国民の現在の重大な不安を解消するため、政府の治安対策並びに本改正案の内容についてお尋ねをいたしました。国民のため誠意ある御

行動は、法律上は強制力を伴いません

とをも含んでおります。この、時にはオオカミと化するその同じ警察官が、

人間の

行動を期待いたしまして、私の質問を終わります。(拍手)

【國務大臣池田勇人君登壇】

○國務大臣(池田勇人君) お答え申

し上げます。

今回の法律案の改正は、暴力犯罪防

止対策の一環として御審議願うことにいたしておるのであります。暴力は、

その形態、原因のいかんを問はず、絶対に排除すべきものでございます。

(拍手)それが右翼テロであります。

われわれは、最近の状況を見ますと、右翼テロにつきましては、暴力的な右翼

暴行であろうと問いません。ただ、われわれは、最近の状況を見ますと、右

翼テロにつきましては、暴力的な右翼

暴行を厳重にいたしまして、テロの未然防

止に万全を尽くしておるのでございま

す。

なお、ただいま、憲法三十五条との

関係について再度御質問がございま

たが、私は、すでに御説明申し上げま

したところ、本法は行政目的の手続を

きめた任意調査でございます。憲法三

十五条规定に違反することはないと確信いたしております。(拍手)

○國務大臣植木庚子郎君登壇

お答え申

し上げます。

私は、御質問は、政治テロを目標と

しての対策を考へておるか、広く暴力

全体についての考え方でおるか、と

いう御質問と承いたしました。私

は、ただいま總理のお答えになりま

した通り、われわれとしては、暴力問題

については、政治テロの撲滅すべきこ

とは申すまでもございません。しかし

ながら、やはり、集団的な暴力とい

うもの、近年目に余るものがないとは

いえないものであります。こうした問題

をも含んでおります。この、時には

オオカミと化するその同じ警察官が、

人間の

行動を期待いたしまして、私の質問を

終わります。(拍手)

【國務大臣池田勇人君登壇】

お答え申

し上げます。

このように考えますと、本条は、そ

の法律上の形式はともかく、その運用

の実態においては、多くの強制を伴う

ことを否定し得ません。かくては、憲

法三十五条が所持品等の押収、捜索に

ついて嚴重な制限を設けた精神にはな

され、災いが一般の国民の上にかかる

てくるのであります。もつとも、私

は、本法案が単純な個別の暴力事件犯に

対してある程度規制の効果を持つこと

を否定するものではございません。し

かし、いわゆる非行青少年に対する対

策と本条の規制との関係について、特

に、先ほどの文部大臣の御答弁につい

てお尋ねしたいことが数多くあるので

ござりますけれども、時間の関係で、

これを別の機会に譲り、本日は、残念

ながら、省略せざるを得ないのであり

ます。

なお、ここで特に強調しなければな

らないことは、職業的暴力団に対する

取り締まりは、現行の銃砲刀剣類等所

持取締法その他の諸法令の嚴重な活用

によって、その気になりさえすれば、

これが別の機会に譲り、本日は、残念

ながら、省略せざるを得ないのであり

につきましては、右であると左であるとを問わず、暴力全体について適切な施策を立てたい、こういう考え方で検討いたしております。(拍手)

【國務大臣安井謙君登壇】

○國務大臣(安井謙君) 告答えします。

國家公安委員会が政治的な中立を保つてないじやないかといふ御質問でございますが、御承知の通りに、國家公安委員会は、国民のそれぞれの各層から代表されまして、しかも、国会の議決によって総理大臣が任命しているものでございまして、今へんばな行動はないものと確信いたしております。

さらに、選舉等によつてこれを選出するものでございまして、今へんばな行為は、選舉をやりますと、やはり、政治的に巻き込まれるという危険がありますので、現行制度が一番よろしかろうと考えております。

なお、警察法第二条にあるから要らぬんじやないかといふ御見解につきましては、こりいした事例、特に、刃物を持つておることによつて起つてくる犯罪が最近激増いたしておりますので、特別に単独立法として警察の行動、さるに、これを示唆し、あるいは教唆するもののある行為、いわゆるこの法律では個人の行為だけしか取り締まることによって、団体による一つの行動、さらに、これが示唆し、あるいは教唆するものは、個人の行為ではないのであります。非常に大きな背景を持つておる。ことに、資金関係で、特に單立法として警察の行

な、警職法第二条にあるから要らぬんじやないかといふ御見解につきましては、こりいした事例、特に、刃物を持つておることによつて起つてくる犯罪が最近激増いたしておりますので、特別に単独立法として警察の行動、さるに、これを示唆し、あるいは教唆するもののある行為、いわゆるこの法律では個人の行為だけしか取り締まることによって、団体による一つの行動、さらに、これが示唆し、あるいは教唆するものは、個人の行為ではないのであります。非常に大きな背景を持つておる。ことに、資金関係で、特に單立法として警察の行

な、警職法第二条にあるから要らぬんじやないかといふ御見解につきましては、こりいした事例、特に、刃物を持つておることによつて起つてくる犯罪が最近激増いたしておりますので、特別に単独立法として警察の行動、さるに、これを示唆し、あるいは教唆するもののある行為、いわゆるこの法律では個人の行為だけしか取り締まることによって、団体による一つの行動、さらに、これが示唆し、あるいは教唆するものは、個人の行為ではないのであります。非常に大きな背景を持つておる。ことに、資金関係で、特に單立法として警察の行

な、警職法第二条にあるから要らぬんじやないかといふ御見解につきましては、こりいした事例、特に、刃物を持つておることによつて起つてくる犯罪が最近激増いたしておりますので、特別に単独立法として警察の行動、さるに、これを示唆し、あるいは教唆するもののある行為、いわゆるこの法律では個人の行為だけしか取り締まることによって、団体による一つの行動、さらに、これが示唆し、あるいは教唆するものは、個人の行為ではないのであります。非常に大きな背景を持つておる。ことに、資金関係で、特に單立法として警察の行

な、警職法第二条にあるから要らぬんじやないかといふ御見解につきましては、こりいした事例、特に、刃物を持つておることによつて起つてくる犯罪が最近激増いたしておりますので、特別に単独立法として警察の行動、さるに、これを示唆し、あるいは教唆するもののある行為、いわゆるこの法律では個人の行為だけしか取り締まることによって、団体による一つの行動、さらに、これが示唆し、あるいは教唆するものは、個人の行為ではないのであります。非常に大きな背景を持つておる。ことに、資金関係で、特に單立法として警察の行

なお、常習的な暴力団等については、本法では効果がないんじゃないのか、といふ御意見もありのようですが、現在、常習的な暴力団につきましても十分内情等もやり、さらに、この刃物を持っておるとか、あるいは危険を及ぼす状況にあるという場合には、あくまで尾行その他の実質上

同時に、こういふことを私どもが申し上げておりますのは、この法律で、そうした思想的背景を持ち、信条が異なる、あるいは政治政策が異なることによって、団体による一つの行動、さらに、これを示唆し、あるいは教唆するもののある行為、いわゆるこの法律では個人の行為だけしか取り締まることによって、団体による一つの行動、さらに、これが示唆し、あるいは教唆するものは、個人の行為ではないのであります。非常に大きな背景を持つておる。ことに、資金関係で、特に單立法として警察の行

な、警職法第二条にあるから要らぬんじやないかといふ御見解につきましては、こりいした事例、特に、刃物を持つておることによつて起つてくる犯罪が最近激増いたしておりますので、特別に単独立法として警察の行動、さるに、これを示唆し、あるいは教唆するもののある行為、いわゆるこの法律では個人の行為だけしか取り締まることによって、団体による一つの行動、さらに、これが示唆し、あるいは教唆するものは、個人の行為ではないのであります。非常に大きな背景を持つておる。ことに、資金関係で、特に單立法として警察の行

な、警職法第二条にあるから要らぬんじやないかといふ御見解につきましては、こりいした事例、特に、刃物を持つておることによつて起つてくる犯罪が最近激増いたしておりますので、特別に単独立法として警察の行動、さるに、これを示唆し、あるいは教唆するもののある行為、いわゆるこの法律では個人の行為だけしか取り締まることによって、団体による一つの行動、さらに、これが示唆し、あるいは教唆するものは、個人の行為ではないのであります。非常に大きな背景を持つておる。ことに、資金関係で、特に單立法として警察の行

な、警職法第二条にあるから要らぬんじやないかといふ御見解につきましては、こりいした事例、特に、刃物を持つておることによつて起つてくる犯罪が最近激増いたしておりますので、特別に単独立法として警察の行動、さるに、これを示唆し、あるいは教唆するもののある行為、いわゆるこの法律では個人の行為だけしか取り締まることによって、団体による一つの行動、さらに、これが示唆し、あるいは教唆するものは、個人の行為ではないのであります。非常に大きな背景を持つておる。ことに、資金関係で、特に單立法として警察の行

な、警職法第二条にあるから要らぬんじやないかといふ御見解につきましては、こりいした事例、特に、刃物を持つておることによつて起つてくる犯罪が最近激増いたしておりますので、特別に単独立法として警察の行動、さるに、これを示唆し、あるいは教唆するもののある行為、いわゆるこの法律では個人の行為だけしか取り締まることによって、団体による一つの行動、さらに、これが示唆し、あるいは教唆するものは、個人の行為ではないのであります。非常に大きな背景を持つておる。ことに、資金関係で、特に單立法として警察の行

な、警職法第二条にあるから要らぬんじやないかといふ御見解につきましては、こりいした事例、特に、刃物を持つておることによつて起つてくる犯罪が最近激増いたしておりますので、特別に単独立法として警察の行動、さるに、これを示唆し、あるいは教唆するもののある行為、いわゆるこの法律では個人の行為だけしか取り締まることによって、団体による一つの行動、さらに、これが示唆し、あるいは教唆するものは、個人の行為ではないのであります。非常に大きな背景を持つておる。ことに、資金関係で、特に單立法として警察の行

な、警職法第二条にあるから要らぬんじやないかといふ御見解につきましては、こりいした事例、特に、刃物を持つておることによつて起つてくる犯罪が最近激増いたしておりますので、特別に単独立法として警察の行動、さるに、これを示唆し、あるいは教唆するもののある行為、いわゆるこの法律では個人の行為だけしか取り締まることによって、団体による一つの行動、さらに、これが示唆し、あるいは教唆するものは、個人の行為ではないのであります。非常に大きな背景を持つておる。ことに、資金関係で、特に單立法として警察の行

で、そのまま警察官にその捜査をゆだねたままではおるところに、私は非常に大きなか問題が伏在しておると考へる。もし、この法律が通過し、そのまま実行されることは、かつての警察国家であつた時代を再起しないものであると何人も保証することができない、こういうことを私は憂えるものであります。（拍手）この点に対して、総理大臣並びに法務大臣はどうお考へになつておるか、その点を明確にこの際聞かせておいていただきたいと存じます。

な、いわゆる資金のルートがあつて、活躍がある程度自由に行なわれる団体であつて、指導者があつて、そのものと、教唆あるいは煽動によつて、そろして、若い青年の諸君が輕率盲動をして事を起こすといふ、この右翼テロといわれておりますをもて危険な思想が、もしかくのことを意図するならば、私は、その取り締まりに非常に困難であるこの右翼テロの取り締まりこそ、目下の急務の問題として、国民にその所信を明らかにして、そろして、立法措置を講ずることによつて、わが国の民主政治、わが国の平和主義を守つていくことのために寄与することが私は必要だと考へておりますので、重ねて、この点を、総理大臣から、そういう措置をとることを明確に御答弁願いたい。今までの質疑応答では、私は、その点が明確になつておりませんので、この機会にそのことを聞いておきまして、残余の問題につきましては、いずれ委員会等におきまして詳細に当局にその意図を聞こうとするものでござります。(拍手)

族に対しましてもういろいろ規定を設けましたのは、客観的に見まして、どうしてもふないというときに、この条項を適用しようとするのであります。

○國務大臣植木慶子(子郎君登壇) お答えいたします。

右翼テロのことへ、団体でいろいろ規制をすべきものがあるじゃないか、単なる個人的問題だけでも、その点について対策ありや、ということございます。われわれといたしましても、この問題につきましても目下慎重に考慮をいたしておる次第でござります。従つて、その問題についての結論を得て次第、何らかの態度に出たい、かように考えております。

〔國務大臣安井謙君登壇〕

○國務大臣(安井謙君) 第五条によりまして、同居の親族があるいは危険な人物と目されるときに所持を禁止することは行き過ぎにならないかといふ御質問でございますが、最近の事例に、たまたま同居者に危険な人物がおつたために警官が注意をしたにもかかわらず、こういった犯罪が起つたという例が相当出て参つたものでありますから、周囲の環境で、あそこにはどうも危険な人物があるというふうに思われる場合には、たとえ所持の本人が非常に善良な人であつても、これは認めない、こういうふうに規定をいたそろとしておるものでござります。

なお、第二十四条で行き過ぎにならないか、任意調査といいながら、行き過ぎになる危険はないいか、警官の活動の範囲でござりまするが、あくまで、警官は、刑事上の手続によるが、あるいは現行犯でなければ強制執行はやら

従いまして、任意に十分に気をつける
という、非常に訓令的な規定を今度は
設けて、全般的に良識と良意をもって
行動するよろに今後もはなつていただきた
いと思つておる次第でございます。
○議長(清瀬一郎君) これにて質疑は
終了いたしました。

日程第一 特殊土じよう地帯災害
防除及び振興臨時措置法の一部
を改正する法律案 (建設委員長
提出)

○議長(清瀬一郎君) これより日程に
入ります。

日程第一は、委員長提出の議案でござ
りますから、委員会の審査を省略す
るに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認
めます。

日程第一、特殊土じよう地帯災害防
除及び振興臨時措置法の一部を改正す
る法律案を議題といたします。

右の議案を提出する。

昭和三十六年四月七日

提出者

建設委員長 加藤 高藏

特殊土じよう地帯災害防除及び振
興臨時措置法の一部を改正す
る法律

特殊土じよう地帯災害防除及び振
興臨時措置法の一部を改正す

興臨時措置法(昭和二十七年法律第

附則第二項中「昭和三十七年三月三十日」を「昭和四十二年三月三十日」と改める。
附 則
この法律は、公布の日から施行する。

理由
特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法に基づく対策事業を引き続き強力に実施して、所期の目的を達成するため、同法の有効期限を更に五箇年延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、平年度約七十八億円、五箇年間に要する経費としては、約三百九十一億円の見込みである。

本法案の目的といたしますところは、現行の特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正して、同法の有効期限をさらに五ヵ年間延長しようとするものであります。

同法は、去る昭和二十七年四月、議員立法として制定され、さらに、三十一年三月に期限延長の一部改正をいたしましたして、同法に基づきまして特殊土壌地帯の治山、砂防、農地保全、土壤改良等の対策事業が実施されて参ったのであります。翻つて、その進捗状況を見ますと、必ずしも満足すべき状態にあるとはいえないで、さらに、昭和四十二年三月三十一日までその有効期限を延長して、所期の目的を完全に遂行しようとするものであります。

なお、本法案立案の過程におきましては、建設委員会において、二階堂委員より本法案提出理由の説明があり、政府の意見を求めましたところ、本法案の成立に賛成の意を表しました。

以上、本法案の提案理由を簡単に御説明申し上げましたが、何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。本案を可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○田邊國男君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(清瀬一郎君) 田邊國男君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案を議題といたします。

国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

入金をし、又は融通証券を発行することができる。

第六条第二項の次に次の二項を加える。

前項ただし書の規定による借入金及び融通証券は、一年以内に償還しなければならない。

第六条第二項ただし書の規定による融通証券の償還金」を加える。

第十二条及び第十三条を次のよう改める。

第十二条 国有林野事業勘定において、毎会計年度の損益計算上利益を生じたときは、次項の規定により改める。

第十二条 国有林野事業勘定において、毎会計年度の損益計算上利益をもつてうめ、なお残余があるときは、政令で定めるところにより、これを利益積立金及び特別積立金に組み入れて整理するものとします。

第十二条 国有林野事業勘定において、毎会計年度の損失を生じたときは、利益積立金の額からそぞの損失の額に相当する額を減額して、これを整理するものとする。

第十二条第一項及び第二項を次のように改める。

この会計において、支払現金に余裕があるときは、これを資金運用部に預託することができる。

特別積立金当資金に属する現金は、資金運用部に預託して運用することができる。

第十七条第三項及び第四項中「森林基金」を「特別積立金引当資金」に改める。

附 則

1 この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に公有林野等行造林法第一条の契約により行う事業及びこれらの「及びその」に改める。

第六条第二項に次のただし書きを加える。

ただし、歳入不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額を、この勘定の負担において、借り

り、この勘定の負担において、借

財源に充てるべき金額を除く。)があるときは、当該金額のうち、特別積立金の残高に相当する金額から特別積立金引当資金の残高に相当する金額を控除した金額に達するまでの金額を、当該年度末までに、特別積立金引当資金に組み入れなければならない。

特別積立金引当資金は、林業の振興のために必要な経費その他の経費の財源に充てるものとして国有林野事業勘定から一般会計に繰り入れる場合に限り、予算の定めによるところにより、使用することが可能である。

前項の規定により特別積立金引当資金を使用したときは、特別積立金の額からその使用した額に相当する額を減額して整理するものとする。

当資金を使用したときは、特別積立金の額からその使用した額に相当する額を減額して整理するものとする。

この会計において、支払現金に余裕があるときは、これを資金運用部に預託することができる。

特別積立金当資金に属する現金は、資金運用部に預託して運用することができる。

第十七条第三項及び第四項中「森林基金」を「特別積立金引当資金」に改める。

○足立鶴郎君 登壇

〔足立鶴郎君登壇〕

〔報告書は会議録追録に掲載〕

○足立鶴郎君 ただいま議題となりました国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

この法律案は、国有林野事業特別会計における一般林政事業に対する協力

事業特別会計法(以下「新法」といふ。)第一条第二項の国有林野事業とみなす。

3 新法第十二条及び第十三条の規定は、昭和三十五年度以後の年度の決算又は同年度からの持越現金について適用する。

4 改正前の国有林野事業特別会計法第十三条第一項の規定により積み立てられた積立金の昭和三十六年三月三十一日現在における残高のうち、百二十億円に相当する金額は、新法第十二条第一項の規定による利益積立金とみなし、その残額に相当する金額は、同項の規定による特別積立金とみなす。

5 新法第十二条第一項の規定により積み立てられた積立金の昭和三十六年三月三十一日現在における残高のうち、百二十億円に相当する金額は、新法第十二条第一項の規定による利益積立金とみなし、その残額に相当する金額は、同項の規定による特別積立金とみなす。

6 改正前の国有林野事業特別会計

の決算又は同年度からの持越現金について適用する。

7 新法第十二条第一項の規定により積み立てられた積立金の昭和三十六年三月三十一日現在における残高のうち、百二十億円に相当する金額は、新法第十二条第一項の規定による利益積立金とみなし、その残額に相当する金額は、同項の規定による特別積立金とみなす。

8 新法第十二条第一項の規定により積み立てられた積立金の昭和三十六年三月三十一日現在における残高のうち、百二十億円に相当する金額は、新法第十二条第一項の規定による利益積立金とみなし、その残額に相当する金額は、同項の規定による特別積立金とみなす。

の方法の合理化をはかる等のため、国有林野事業特別会計法の一部を次のよう改定をおきましたして、毎会計年度の損益計算上、利益を生じたときは、その利益をもつて、まず前年度からの繰り越立金として損失の補てん及び国有林野事業の拡張のために積み立てるほか、別に、その一部を特別積立金として林政協力事業のために積み立てることがあります。

第二点は、国有林野勘定におきまして、毎会計年度、前年度から持ち越された資金で歳出の財源に充てることができるもののうち、右の特別積立金に応する金額は特別積立金引当資金に組み入れることとし、この資金は、林政協力事業等の経費の財源に充てるものとして一般会計に繰り入れる場合に限り、予算の定めるところにより使用できることといたしております。

そのほか、一時借入金及び融通証券の借りかえの規定を設けるほか、改正定を設けることといたします。

本案に対しましては、鷲田宗一君より、本案の施行期日が「昭和三十六年四月一日」とあるのを本法「公布の日」に改めようとする修正案が提出せられました。

本案並びに修正案につきましては、日本社会党を代表して藤原委員より反対討論のあつた後、採決を行ないました。

すなわち、その第一点は、国有林野勘定におきまして、毎会計年度の損益計算上、利益を生じたときは、その利益をもつて、まず前年度からの繰り越立金として損失の補てん及び国有林野事業の拡張のために積み立てるほか、別に、その一部を特別積立金として林政協力事業のために積み立てることがあります。

第二点は、国有林野勘定におきまして、毎会計年度、前年度から持ち越された資金で歳出の財源に充てることができるもののうち、右の特別積立金に応する金額は特別積立金引当資金に組み入れることとし、この資金は、林政協力事業等の経費の財源に充てるものとして一般会計に繰り入れる場合に限り、予算の定めるところにより使用できることといたしております。

そのほか、一時借入金及び融通証券の借りかえの規定を設けるほか、改正定を設けることといたします。

（拍手）

〔有馬輝武君登壇〕

○有馬輝武君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題となりました国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案について反対の討論をいたさんとするものであります。

私たち、今次国会におきましても、日々日程に上る一つ一つの法案を通じて、池田内閣、すなわち、公約無視、庶民蔑視内閣の別名にほかなりない事實を、露骨に見せつけられて参りました。所得税法など税三法の改正にあきましても、三大公約の一つである減税が、いかに中小企業、農業者、労働者に縁の薄いものであつたかは、すでに明らかにされたところであります。社会保険制度の後退、これまた言ふに改めようとする修正案が提出せられました。

本案に対しましては、鷲田宗一君より、本案の施行期日が「昭和三十六年四月一日」とあるのを本法「公布の日」に改めようとする修正案が提出せられました。

本案並びに修正案につきましては、日本社会党を代表して藤原委員より反対討論のあつた後、採決を行ないました。

たところ、起立多数をもつて修正議決となりました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

〔参照〕

○議長（清瀬一郎君） 討論の通告がござります。これを許します。有馬輝武君。

附則第一項中「昭和三十六年四月一日」を「公布の日」に改める。

本法律案について、政府は、国有林野事業特別会計の一般林政事業に対する協力の方法を合理化するため、国有林野事業勘定における利益処分の規定を改め、特別積立金の制度を設けると称しております。ところが、この政府の説明に反して、本法律案がいかに世論を無視し、国会の審議権を侵して強行されようとしているか、また、いかに林野行政を後退させるものであるかが、審議を重ねれば重なるほど明らかになつて参りました。本法律案に關連する公有林野等官行造林法を廃止する法律並びに森林開発公団法の一部を改正する法律について、さきに、本院において、わが党の湯山議員が言及されたところであります。成立もおどかしておるのであります。成立もしていい法の実施を、権力をかさに着て押しつけることは、全く言語道断であり、国会の審議権無視もはなはだあります。たとえ十億の出資といえども、非計画的で、非能率で、山林ボスを肥やすすべししか知らない森林開発公団への出資など、国民は絶対に許せないものと申さなければなりません。

さらにひどいのは、自治省と林野庁が結んだ覚書であります。官僚が、扶助金がいかに農政に弱いからといって、わざわざ効果を上げつつある官行造林と撲滅して、水源造林を、その負荷にも足りないところであります。池田内閣がいかに農政に弱いからといって、水源造林を勝手に結ぶとは、何事であります。（拍手）与党の議員の表現が結んだ覚書であります。官僚が、扶助金がいかに農政に弱いからといって、わざわざ効果を上げつつある官行造林と撲滅して、水源造林を、その負荷にも足りないところであります。池田内閣がいかに農政に弱いからといって、わざわざ効果を上げつつある官行造林と撲滅して、水源造林を、その負荷にも足りないところであります。（拍手）

い、このような法律案を上程するのに、公有林野の縮小政策は原則としておらずといつて、答申の柱である実質部落有地の私権化、家族的林業の育成拡大も否定してしまつておるのであります。あまつさえ、政府は、委員会審議の際、根本的に相反する答申と覚書を一つの幅の中で調和させるよう努力いたしますなどと、おくめんもなく答弁をいたしております。このようないのあります。政府みずから手によって破綻を来たしているのであります。池田内閣の、ム的林政、自虐的林政ともいうべき改定する法律案の一部を次のよう改定する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項中「昭和三十六年四月一日」を「公布の日」に改める。

（拍手）

○議長（清瀬一郎君） 討論の通告がござります。これを許します。有馬輝武君。

本法律案について、政府は、国有林野事業特別会計の一般林政事業に対する協力の方法を合理化するため、国有林野事業勘定における利益処分の規定を改め、特別積立金の制度を設けると称しております。ところが、この政府の説明に反して、本法律案がいかに世論を無視し、国会の審議権を侵して強行されようとしているか、また、いかに林野行政を後退させるものであるかが、審議を重ねれば重なるほど明らかになつて参りました。この説明会に出席した議員は、本法律案はもとより、母法であるさきに述べた二法律案が国会に上程されない以前に、「水源造林のしおり」なるパンフレットを自治団体、関係団体に流し、各営林局署で、市町村長など関係者を集め、その説明を行なつて参りました。この説明会では、契約解除、すなわち、既契約個所で、新植未済地を拒否したならば、三十一年度は新植は行なわない、などとおどかしておるのであります。成立もしていい法の実施を、権力をかさに着て押しつけることは、全く言語道断であり、国会の審議権無視もはなはだあります。たとえ十億の出資といえども、非計画的で、非能率で、山林ボスを肥やすべししか知らない森林開発公団への出資など、国民は絶対に許せないものと申さなければなりません。

さらにひどいのは、自治省と林野庁が結んだ覚書であります。官僚が、扶助金がいかに農政に弱いからといって、わざわざ効果を上げつつある官行造林と撲滅して、水源造林を、その負荷にも足りないところであります。池田内閣がいかに農政に弱いからといって、わざわざ効果を上げつつある官行造林と撲滅して、水源造林を、その負荷にも足りないところであります。（拍手）

い、このような法律案を上程するのに、公有林野の縮小政策は原則としておらずといつて、答申の柱である実質部落有地の私権化、家族的林業の育成拡大も否定するものであります。第二

が、この間の事情をよく現わしております。

反対理由の第三は、林野行政において、林政と經營は切り離してならないものであり、また、その經營すなわち、造林事業を担当するはずの森林開発公団がその負荷に耐えられないことがあります。

公団が行なう事業の賦課金の決定にいたしましても、賦課金の源泉は新たに発生する地代部分であります。が、受物搬出と、これ以外の利用のバランスについて多くの問題を惹起していることは、熊野の前鬼林道、内原林道など、多くの事例で明らかなるところあります。また、公団が行なった林道事業で、たとえば熊野の前鬼林道を見られますように、計画、設計の変更、災害復旧等による単位長さ当たりの事業費の増大、あるいは事業量の変更など、地元民の不満がほんとはいとして起つておるのであります。前鬼林道の当初の搬出見込み量十五カ年間五十九万四千二百五十八石が、四分の一にも満たない十四万二千五百石と改定されていることなど、政府はこの間の事情をよく知つておるはずであります。このような過去の実績から見まして、わずか百五十名にも満たない公団の機構、人員に多くを期待することは、最初から無理な話であります。官行造林では、契約、管理、植栽、手入れ、間伐まで一貫した作業を行なつていたのですが、公団では、新植も、収穫も全然行なわないで、ただ契約と管理、指導だけになるので、計画的な造林保護など期し得べくもありません。

林政と經營とはたての画面でありますて、一体不可分のものであります。今や、政經分離によりまして、国有林野事業は危殆に瀕しようとさえおるのであります。

反対理由の第四は、この法律案の施行によりまして、国有林野事業特別会計を破綻させるおそれがあり、木材業者あるいは森林労働者を犠牲に供することが目に見えておるからであります。

本特別会計におきまして、昭和三十六年度における一般会計繰り入れは、公団出資十億、一般会計の支出に充てるもの四億となつておりますが、これは今後公団への出資が継続する間は減額することのできないものであります。ところで、昭和三十六年末の特別積立金は五十億でありますから、公団事業を継続するためには、特別積立金を平均年二十億程度補充していく必要があります。國有林野事業特別会計法施行令の改正案では、利益金の半額を特別積立金として積み立てることとしておりまするので、年平均四十億以上の利益を出す必要が生じます。四十億の利益目標は、従来の実績、たとえば、昭和二十六年から昭和三十四年までの年平均三十四億をはるかに上回るものであります。その結果、この利益ノルマをこなすためには、蓄積経理で損益計算の方法を改めるか、木材価格の引き上げを行なうか、労働者に対する締めつけ以外の方法はないのであります。今や、国有林野事業はもろけ本位の經營に徹し、営林局署は予定損益計算書による利益ノルマに追い回される結果、まさに国有林野事業の使命に逆

行する仕事を紹介しなければならないよう、余儀なくされております。現在、すでに、經營合理化の名のもとに、直営生産をやめて立木処分に切りかえ、請負を導入し、作業員に対し、賃金ストップと、こま切れ雇用を押しつけておるのであります。今後、この傾向はますます拍車をかけられるであります。所得倍増がかりに達成されるとするならば、作業員賃金だけで百四十億の経費増となり、一般会計繰り入れの余裕など全くあり得ないのであります。製材業者も建築業者も、現在、一週間先の見積もりはできない、という前代未聞の原木高に苦しめられておりますが、四十億の利益ノルマを上げるために、さらに木材価格を上げなければならぬのであります。バルブ原木はあまり上げられませんから、製材原木や地元住民に対する薪炭原木の価格は、さらに引き上げられるであります。政府のいわう建築用材の価格安定策が成功すれば、逆に国有林野特別会計は破算するということを、政府みずからは肝に銘じておくべきであります。

これより採決いたします。
本案の委員長の報告は修正であります。
す。本案を委員長報告の通り決するに
賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長(清瀬一郎君) 起立多數。よつ
て、本案は委員長報告の通り決しました。
○議長(清瀬一郎君) 本日は、これに
て散会いたします。
午後二時四十四分散会

(政府委員自然消滅補欠選任)	一、去る七日、池田内閣總理大臣から清瀬議長宛、次の政府委員は自然消滅になつた旨の通知を受領した。
局司計課長 大蔵省主計局	末廣義一
(四月五日付)	
(常任委員辭任)	一、去る七日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。
地方行政委員	和田 博雄君 安井 吉典君
法務委員	井村 重雄君 三和 精一君
大蔵委員	川村善八郎君 和田 博雄君
農林水産委員	倉成 正君 足鹿 覚君
	西村 関一君 有馬 輝武君
	川俣 清音君
通信委員	下平 正一君 足鹿 覚君
決算委員	山中 吾郎君 西村 関一君
内閣委員	柳田 秀一君 山花 秀雄君 文教委員 井伊 誠一君 (常任委員補欠選任) 一、去る七日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。 り常任委員の補欠を指名した。

地方行政委員会

安井 吉典君

和田 博雄君

法務委員会

倉成 三和

精一君

井村 重雄君

大蔵委員会

安井 吉典君

和田 博雄君

農林水産委員会

川村善八郎君

川俣 清音君

通信委員会

有馬 輝武君

西村 関一君

足鹿 覚君

足鹿 覚君

内閣委員会

横路 節雄君

山花 秀雄君

文教委員会

井手 以誠君

山中 翁郎君

決算委員会

西村 関一君

下平 正一君

（議案提出）

西村 関一君

西村 関一君

（議案付託）

足鹿 覚君

川俣 清音君

（議案付託）

足鹿 覚君

西村 関一君

（議案付託）

足鹿 覚君

川俣 清音君

（議案付託）

足鹿 覚君

西村 関一君

（議案要領）

一、去る八日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

日本電信電話公社法の一部を改正する法律案

女子教育職員の産前産後の休暇中の確保に関する法律の正常な実施の確保

おける学校教育の正常な実施の確保

に関する法律の一部を改正する法律案

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案

（内閣提出第一七八号）

（議案送付）

運輸委員会 付託

（議案送付）

内閣提出第一七八号

（議案通知）

衆議院会議録第二十六号中正誤

正誤

（議案付託）

正誤

（議案付託）

正誤

正誤

正誤

正誤

正誤

正誤

正誤

正誤

正誤

正誤

正誤

正誤

正誤

正誤

正誤

正誤

正誤

明治三十五年三月三十日第三種郵便物認可

昭和三十六年四月十一日 兼議院會議録第二十八号

定価 一部 十五円
(但し良質紙は二十円)
(配送料共)
発行所
東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段御三一三五七
五七一